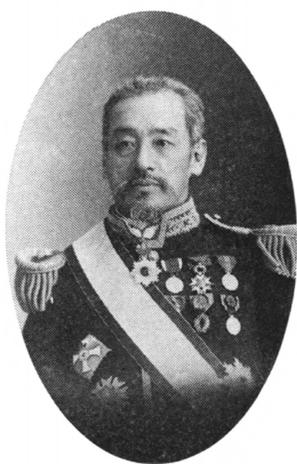


第二節 美術学校設立運動の背景

美術局設立運動

龍池会の活動を契機として急速に盛り上がってきた伝統美術尊重の思潮は明治十七年、すなわち第二回内国絵画共進会が開かれ、鑑画会が結成された年には教育行政にも波及し、文部省図画調査会が発足する。そこで図画教育の国風化を是とする決議がなされ、それを発端として伝統美術復興を旨とする官立美術学校の設立のための具体的な行動が起こされ、文部省図画取調掛設置（同十八年）、浜尾新、フェノロサ、岡倉覚三による欧米美術行政視察（同十九～二十二年）へと至るのである。この教育行政における伝統美術尊重路線の推進者は九鬼隆一、浜尾新、岡倉覚三、今泉雄作ら文部省内の



九鬼隆一（原安民資料）



浜尾新



岡倉覚三

美術ブロックおよびフェノロサであった。東京美術学校の設立は彼らの熱意の結晶であったともいえるが、ここで見落としてはならないのは彼らの窮極目標は美術教育、古美術保護、美術共進会、美術品輸出等を含む美術行政全体を統轄する美術局を設立し、伝統復興の理念を行き渡らせることにあり、そのための運動を鋭意推進していたことである。上記のような美術学校開校に至るまでの諸活動はこの美術局設立運動の一環として行われたのであって、これと切り離して考えることはできない。したがって、ここで美術学校設立の経緯を述べるにあたり、まず美術局設立運動の概況を述べておきたい。

美術局設立運動の発端を知る上で参考になるのは当事者の一人であった今泉雄作の回顧談である。まず、彼の「東京美術学校回顧談」（後出）によると、この運動が始まったのは明治十七年、すなわち今泉と岡倉覚三が文部省専門学務局詰として同席していたところで、主謀者は岡倉であった。美術行政に期するところのある岡倉が、フランスの事情に通じている今泉（明治十年から同十五年まで滞

仏に謀って同国の美術省のような機関を文部省に作る計画を立てたのが運動の始まりだったという。なお、今泉は機関名を美術院と称しているが、美術局と美術院とは性格が異なり、前者は一つの省の一部局（文部省を例にとれば総務局、学務局等）であることを意味し、後者は独立の機関であることを意味する。美術局設立運動はのちに美術院設立運動へと変化したので今泉はかく称したのである。

なお、今泉は運動を始めた当時は美術で錢儲けをして国益増進を図ろうというくらいの考えしか無かったと言っているが、今泉はどうあれ、岡倉にはもっと大きな理想があったと考えられる。というのは、この明治十七年に岡倉は龍池会会頭佐野常民に宛てて次のような書簡を出しているからである。

拝啓 昨日ハ例ノ宗旨合戦ニテ頗ル暴言激論ヲ吐露シ欠敬ノ段万謝ノ至ニ御座候 察スルニ現今美術ノ情況ハ維新改革前ノ時勢ニ同シク攘夷家モ有之佐幕党モ有之 此間ニ於テ文明開達ノ真理ヲ主張スルハ実ニ困難ニシテ要地ヲ占ムル先見者ノ之ヲ幫助スルニ非サルヨリハ到底進化ノ事業ヲ挙クル能ハサル儀ト存候 故ニ小生ノ今日閣下ニ向テ切望スル所ハ真正ノ主義ヲ幫助涵養シテ断然其目的ヲ達スルノ方法ヲ計画セラル、ニ在リ 旧規ニ拘泥シ古法ヲ盲信スルノ徒ハ退テ共ニ守ルヘキモ進テ共ニ取ルヘカラス 苟クモ是等ノ人ノ我美術社会ヲ左右スルノ間ハ 皇国美術ノ振興ハ夢ニタモ見ル能ハサル儀ト存候 今ヤ内外交通ノ運ニ乗シ我美術品ヲ外国市場ニ輸出シテ富国ノ一端ヲ

図ルヘキハ論ヲ俟タス 然レトモ美術ノ真理ニ抛ラ「ス」シテ 外国市場ノ嗜好ニ適セント欲スルモ得ヘケンヤ 仏国共進会ノ失策モ亦此原因ニ外ナラサルナリ 因循姑息ノ手段ハ徳川氏鎮港ノ時代ニ適スヘキモ今日ハ活潑ノ方法ヲ用キサルヘカラス 伏シテ願クハ閣下此情勢ヲ察セラレ活断以テ進歩ノ路ヲ開カレ 度 然レサレハ小生其他夙夜美術ノ伸張ニ苦慮スル者ノ素志ハ 遂ニ塵灰ニ帰シ退テ仙ヲ学フノ外無之候 以上教言甚敷不敬ノ 廉モ有之申兼候処ニ候へ共敢テ心血ヲ吐露シ閣下ノ明裁ヲ乞フ 敬

御一読ノ上丙下ニ付セラレ度

十月廿一日 岡倉寛三拝

佐野会頭閣下

〔岡倉天心全集〕第六卷。昭和五十五年。平凡社。所収

ここで岡倉は「皇国美術ノ振興」という目的を達成するには龍池会がこれまでとってきたような守旧の方針は捨て、「真正ノ主義ヲ幫助涵養」する方針のもとに時代に則した振興計画を立てなければならぬとし、日本の美術品の輸出により富国策の一端を担うべきことはもちろんであるが、外国市場の嗜好に適うにはそれらが「美術ノ真理」に適合していることが必要であると説いている。「仏国共進会」の失策というのは、龍池会が同年五、六月にパリで開催した第二回日本美術縦覧会が、古画の焼直しのような作品ばかり出品されたため不評を買い、一点も売却できなかったことを指す。この失敗は、期待が大きかっただけに関係者に大きな衝撃を与えた。岡

倉も龍池会会員の一人（録事）としてこれを等閑視できなかったのであるが、彼は失敗の原因は奨励方針の誤りにありとして方針転換を迫っており、「美術ノ真理」に立脚した「真正の主義」、つまりは彼やフェノロサの日本美術復興運動の主義を採択するよう要請しているのである。そして、当時の状況では龍池会ないし佐野が岡倉らの主義を採択することは美術行政にその主義が適用されることでもあったから、岡倉は「暴言激論」も辞さず自派の主張を問い続けたのである。

このような書簡が残っている以上、美術局設立運動も、今泉の言うような安易な考えから始めたのではなく、日本美術復興の理想、信念から出発したと考えるべきだろう。かつまた、当時の岡倉には自国の美術家たちの悲惨な境遇に対する悲憤の気持があった。彼は、西欧諸国が官民を問わず美術を尊重し、美術家を優遇しているのに対して日本の美術家がいかに不遇であるかを次のように述べている。

然ルニ本邦美術家ノ情况ヲ顧ミルニ人ヲシテ慨歎セシムルモノアリ蓋シ美術上ニ勢力アル者ハ畫家等ニ對スルニ全ク一種ノ下等社會ト看做シ之ヲ使役スルヲ犬羊ニ異ナラス（察スルニ從來畫描法師ト罵リタル口僻モ今ニ失セヌト見ヘタリ）憐ムヘシ畫家ハ高尚ナル偏局者ノ遊戯ニ供セサレハ却テ下等ナル俗人ノ玩弄タルヲ免カレス唯々低頭平身シテ無氣力ノ畫ヲ作ルニ過キス勿論此間ニ於テモ一種ノ奇骨ヲ逞シ奮然他人ノ籬下ニ立タサル者ナキニ非スト雖凡破屋傾檐ノ下ニ坐シ妻寒子飢ノ間ニ在テ

豪壯快活ナル思想ヲ抱カント欲スルモ得ヘカラス寒酸澁苦ノ氣味ヲ脱セント欲スルモ得ヘカラス嗚呼世人ハ漫ニ千金ヲ抛テ駑馬ノ枯骨ヲ購フモ未タ半錢ヲ費ヤシテ伏櫪ノ神駿ヲ救ハサルナリ哀ヒ哉

〔岡倉のペンネーム〕
〔美術ノ獎勵ヲ論ス〕種梅鋤夫『大日本美術新報』第十五号。明治十八年一月三十一日

なお、この論説は結論として美術家を苦境から救出し「開明の花」たる美術を花開かせるために公平、区域の広大、真正な方向という三つの条件を備えた奨励方法を講じなければならないとしているのであるが、その点も美術局設置運動を開始したころの岡倉の抱負を窺う手掛りとして注目しておきたい。

かくて岡倉らは美術局設立運動に着手したが、それはもとより上司の文部少輔九鬼隆一や専門学務局長浜尾新と十分意を通じてのことであった。その点について今泉は

「ソレ〔美術局設立計画〕を知つてゐるのは、濱尾男爵、九鬼男爵、岡倉、ソレに私位なものですよ。濱尾、九鬼両男が上の方を働き、其の下働きを岡倉がし、其の書記を私がして、ヤツト日本に美術學校も、博物館も、其他美術に關する色々などが、あるに至つたものです。全く此の四人がやつたものです。」

〔余の美術に志すに至りし動機〕『書画骨董雜誌』第六十二号。
大正二年八月

と述べている。ただし、もう一人、フェノロサも加えられるべきだ

ろう。

次に、運動の経過を辿ってみる。まず最初に注目しておきたいのは明治十八年十二月十六日付『朝野新聞』に左記の記事が載っていることである。

○美術省 我國にても佛國の例に倣ひ近々美術省を設けらるゝ由にて御評議中なりといふ

こうした風聞が流れるからには政府部内で美術行政統轄機関の設置をめぐる何らかの動きが生じていたことが予想される。それが岡倉らの運動と関わりがあるのかどうかは全く不明だが、無関係だったと断言することもできない。もっとも、当時政府に美術行政機関の新設を促そうとしていたのは岡倉らばかりではなく、洋画家の間にもその種の動きがあったようだ。現に高橋由一、柳源吉が明治十八年十一月ごろ起草した二篇の美術（画術）取調局・美術（画）学校設置建言書草稿が残^{註1}っていることがそれを証する。

岡倉らが起こした具体的行動の最初の事例として掲げ得るのは文部大臣森有礼に対する文部省美術局設置要綱の提出である。今泉雄作は後出の「東京美術学校回顧談」の中でこれに言及し（今泉は他の事例については言及していない）、詳しい設置要綱を作って浜尾局長と相談の上、森文相に提出し、一年余りに亘って文相の説得を試みたが文相は不急の問題として採り上げなかったと言っている。その設置要綱は五分くらいの厚さの蒟蒻版冊子だったというが現存していない。提出時期も今泉の談話では不明瞭だが（森有礼が文相

に就任した明治十八年十二月二十二日以後ではあろうが）、提出し、拒否されたことは恐らく事実であろう。というのは、拒否されたからこそ次に述べるような手段をとったと考えられるからである。

次の事例は明治十九年三月、岡倉らと気脈を通ずる貿易協会が総理大臣伊藤博文に美術局設置の建言書（国立国会図書館憲政資料室所蔵）を提出したことである。左にその全文を掲げるが、ここに貿易協会幹事長として署名している河瀬秀治は言うまでもなく鑑画会会頭であり、常に岡倉らの活動を支援していた河瀬であって、貿易協会というのは彼が明治十八年十一月に森村市左衛門と謀って起こした海外貿易振興を目的とする団体である。

美術品及ヒ應用美術物ノ輸出ヲ増進セシムル為メ美術局ノ設立ヲ要スルノ儀ニ付キ建議

謹テ惟ルニ美術及ヒ諸般ノ應用美術ハ經濟上重大ノ關係ヲ有シ実ニ国家殖産ノ一大淵源タリ此ヲ以テ泰西諸邦ニ在テハ行政上大ニ其發達ニ注意シ或ハ美術省ヲ設ケ或ハ美術局ヲ置キ之ヲ奨励監督シ之ヲ誘掖保護セリ殊ニ本邦美術ノ精妙ナルハ人民特有ノ性質ニシテ美術工藝ニ適當ナル実ニ海外諸邦ニ冠絶セント云フベシ故ニ從來我美術品ノ輸出多カリシハ全ク吾ニ備フル美術ノ意匠風致他ニ秀逸シタル処アルニ因ル若夫レ之ヲ勸奨誘掖シテ其宜シキヲ得ルニ於テハ必ス貿易上ニ巨額ノ利益ヲ増シ富國ノ大淵源タラント更ニ疑ヲ容レサルナリ然ルニ退テ目下ノ情況ヲ察スルニ上下拳テ五里霧中ニ彷徨スルモノ、如シ或ハ舊風ニ拘泥シテ改進ノ道ヲ謀ラス或ハ泰西ニ摸擬シテ東洋ノ長所ヲ

失ヒ其極却テ我天稟美術ノ性質ヲ銷滅セシメントスルノ場合ニ陥リ為メニ外国ノ実用ニ適セス或ハ濫製粗造ニ流レ其弊害益々出テ益々多シ蓋シ其原因一ニシテ足ラスト虽モ要スルニ美術管理其宜キヲ得ス美術教育未タ其道ヲ得サルニ職由スルモノナリ今ニシテ此二者ヲ棄テ顧ミサル時ハ精妙ナル本邦美術モ靈敏ナル邦人ノ性質モ遂ニ用フル所ナク我美術品ハ遠カラシテ輸出ノ源ヲ涸却シ經濟上甚シキ弊害ヲ蒙ルヘキハ必然ノ勢ナリ豈ニ戒メサルヘケンヤ故ニ今日貿易上ノ急務ハ新ニ美術局ヲ置カレ美術ノ教育及管理ニ着手セシムルニ在リ美術教育ノ事務ハ第一美術学校ヲ設ケテ発達ノ針路ヲ詳カニシ美術家及ヒ考按家ヲ教養スルニアリ第二美術會ヲ開テ美術家ヲ共進セシムルニ在リ第三美術博物館ヲ整理利用シテ美術家ノ参考ニ供シ併セテ公衆ノ思想ヲ高尚ニスルニアリ又美術管理ノ事務ハ第一美術ヲ誘掖監督シテ輸出品ノ性質ヲ精査スルニ在リ第二内外ノ氣脈ヲ通シテ外国ノ需用ニ応スルニ在リ以上五款中前三款ハ純粹ノ教育事務ニシテ一般ノ教育ト離ルヘカラス又後二款ト虽モ前三款ト氣脈ヲ一貫シ教導誘掖相悖ラサラシムルニアリ故ニ美術局ハ文部省ニ屬スルニ適當ナルヘシ固ヨリ全局ノ主任官ハ能ク内外日新ノ時勢ニ通シ銳意活潑公明ノ処置ナカルヘカラス若シ然ラスシテ古物ノ玩弄ニ流ル、カ如キヲアラハ美術ノ振興ハ到底望ムヘカラサルナリ

仰キ願クハ閣下ノ明裁ヲ以テ速ニ文部省ニ美術局ヲ設ケ輸出品増進ノ基礎ヲ育養シ富国遠大ノ大計ヲ確定セラレンコトヲ目下不得已ノ事情ニ迫リ會員一同ニ代リ此段建言仕候

頓首謹言

貿易協會幹事

岡田 任一

森村市太郎

松尾 儀助

大倉喜八郎

幹事長

河瀬 秀治

内閣総理大臣伯爵伊藤博文殿閣下

この建言書は提出者の性格に応じて輸出増進の観点から美術局設置の必要性を説いている。まず、美術品および応用美術品の輸出を増進し外貨を獲得しようとするならば、それらの物品が日本固有の性格を保持し、しかも新味のあるものでなければならぬとし、そのためには文部省に美術局を設け、そうした方向に美術を勧奨誘掖しなければならぬとしている。そして、美術局が司るべき事項として「美術教育」と「美術管理」の二項を掲げ、前者の事務項目は第一、美術学校、第二、美術共進会、第三、美術博物館であり、後者のそれは第一、美術の誘掖監督、第二、外国の需用との対応であるとしている。特に注目されるのは、美術学校設立の必要性を最も強く主張していることと、その美術学校については美術家と考按家の養成を目的とするもの（図画教員養成が目的ではない）と想定していることである。

この建言は、左記のような岡倉覚三自筆建言書草稿（九鬼隆一旧

蔵)が現存していることからみて、河瀬と岡倉の提携によってなされたと考えることができる。

草

文部省ニ美術局ヲ設ケラレ度意見

夫レ美術及応用美術ハ方今文明開達ノ需求ニ緊切ナルハ論ヲ俟タス從ツテ經濟上ニ在テハ近來益々重大ノ關係ヲ制シ遂ニ殖産富國ノ一大淵源タルニ至レリ此ヲ以テ泰西諸邦ハ大ニ其發達ニ注意シ或ハ美術省ヲ設ケ或ハ美術局ヲ置キ精勵活潑ノ手段ヲ以テ之ヲ奨勵監督シ之ヲ誘掖保護セリ我日本國民ノ如キハ天質能ク美術工藝ニ適シ古來其盛旺ヲ極メ加之經濟ノ點ヨリ我國勢ヲ察スルニ天産物ヲ輸出スルヨリハ寧ロ人工技術ヲ伸張スヘキ必要アルヲ見レハ一層美術及応用美術ノ勸奨ニ着手スヘキハ理ノ觀易キモノナリ然ルニ本邦ニ於テ美術ニ関スルノ事務ハ更ニ整理統一ノ緒ニ就カス美術博覽會ハ農商務省博物局ノ一部ニ歸シ美術教育ハ旧工部省ニ在テ纔カニ外形ヲ存シ又輒近文部省ニ於テ其端緒ヲ開クニ過キス美術ノ管理美術ノ保存ニ至テハ毫モ之ヲ顧ミルモノナシ故ニ全國ノ美術ハ前途ノ方針ニ迷ヒ更ニ恢張ノ機會ナキニ似タリ試ミニ我美術工藝ノ現況ヲ見ルニ或ハ旧風ニ泥習シテ改良ヲ謀ラス或ハ泰西ニ摸擬シテ東洋ノ眞趣ヲ失ヒ或ハ粗製濫造ニ流レ或ハ外國ノ時好ニ適セス其結果タル日本美術ノ聲譽ヲ海外ニ汚シ巨萬ノ資本ヲ消耗スルノミナラス眼前ニ數百萬ノ利潤ヲ放擲スルナリ豈慨歎ニ堪フヘケンヤ故ニ目下焦眉ノ急務ハ新タニ美術局ヲ置キ全國ノ美術ヲ整理統括スルニ在リ

美術局ノ事務ハ左ノ四項ヲ要トス

(一) 美術教育

將來大ニ美術ヲ擴張セントスルニハ首トシテ美術家及考按家 (designers) ヲ養成セサルヘカラス則チ美術及応用美術ノ専門學校ヲ設クルハ勿論普通學校ニ於テモ之ヲ成ルヘク幫助スルヲ要ス先ツ第一着ニ美術工藝地方ニ考按學校 (school of design) ヲ設立セサルヘカラス

(二) 美術共進會

美術博覽會ハ全國ノ名譽ニ關シ貿易上ノ聲價ニ繫ルヲ以テ鄭重ノ注意ナルヘカラス從來ノ如ク古美術ノ模倣ニ止マルハ共進ノ主旨ニ背馳スルモノナリ且又亞西亞博覽會ノ時期近キニ在レハ今日ヨリ其準備ニ着手セサルヘカラス

(三) 美術管理

從來美術管理ノ方法ナク從ツテ輸出品ハ粗製濫造ニ陥リ又ハ外國ノ實用ニ適セサルニ至レリ美術局ハ平生実地ニ就テ美術商ヲ教導監督シ又内外ノ氣脈ヲ通シテ外國ノ需求ニ応セサルヘカラス

(四) 美術保存

全國ニ存在スル古來ノ美術品ハ未タ何等ノ保存法ヲ設ケス今日ニシテ之ヲ顧ミサレハ悔フルモ亦及ハサルニ至ルヘシ固ヨリ美術ヲ保存スルハ則チ考古利今ノ策ニシテ將來ノ裨益ヲ謀ルニ外ナラス東京博物館ノ如キモ一層之ヲ利用シテ直接ニ美術工藝家ノ便利ニ供セサルヘカラス

美術局ハ文部省ニ屬スル一最モ適當ナルヘシ(一)美術ハ一般ノ文

化ト密着連帯シ(二)他ノ商業及機械的ノ技術ト大ニ性質ヲ異ニシ
(三)且特ニ美術局ハ美術教育ノ要務ニ當ルヲ以テ一般ノ教育事務
ニ結合セサルヘカラス故ニ文部省ニ属スルヲ最モ便益アリ泰西
ノ制度モ概ネ亦此ノ如シ若夫レ本意見ノ如ク文部省ニ美術局ヲ
置カレ精勵活潑ノ手段ニ據リ以上四項ノ事務ヲ整理統括センカ
我美術及諸般ノ応用美術ハ数年ヲ出テスシテ面目ヲ一新シ殖産
富國ノ一大淵源タラン一期シテ俟ツヘキナリ

因ニ曰フ農商務省博物館ニ於テ美術品ヲ展覽スルノ外ニ書籍
ヲ縦覧センメ又ハ物品ヲ陳列シテ衆庶ノ觀覽ニ供セリ然ルニ
僅ニ数百歩ヲ隔テ東京圖書館アリ東京教育博物館アリ相並テ
同一ノ事務ヲ主掌セリ是等ハ理論上經濟上共ニ不適當ナレハ
本按博物館ヲ美術局ニ移スニ際シ書籍ハ圖書館ニ物品ハ教育
博物館ニ交付スルヲ要用ナルヘシ

この草稿には日付が無いが、「美術博覧會ハ農商務省博物館ノ一
部ニ歸シ」という記述から見て、博物館の博覧會事務合併(明治十
八年十二月二十八日)以降同局の宮内省移管(翌十九年三月二十四日)ま
での間に執筆されたものであることがわかる。内容を見ると、輸出
振興の観点、がやや稀薄なことと、美術局の事務項目の配置のしかた
が多少異なることなどを除けば貿易協會の建言内容と非常に似てお
り、このことと執筆時期とから判断して右の建言書の草案であると
推定される。

なお、掲載は省略するが、右の建言と関連のあるもう一つの資料
が残っている。それはフェノロサの「日本美術行政に関する提言」

(原題なし。未定稿。『フェノロサ資料』に訳出。執筆時期は明治十九年
二月〜同年三月十四日の間に限定される。)である。フェノロサは日本の
健全な発展には経済的基盤の確立と文化的目標を持つことが不可欠
であるとし、特に経済的基盤の確立には実用的工芸品の輸出促進と
いう方法以外にないことを力説した上で、問題解決の唯一の実際の
解決策として美術教育、全国的美術展覧會、美術館事業の三項目を
統轄する美術局を設立することを提案しており、内容と執筆時期か
らみてこれは上記建言の原案ないしは趣旨説明として起草されたも
のと考えられる。

岡倉らが貿易協會の建言という手段をとったのは、恐らく、国力
増強が第一義とされている時勢に鑑み、彼らの美術局設置構想が輸
出拡大を目的とするものであり、いかに国策に適ったものであるか
を示すのが得策であると考えたためであろう。この手段は確かに効
果的であった。政府が浜尾、フェノロサ、岡倉に欧米美術行政視察
の命を下したのはこの建言より半年後のことであり、それは岡倉ら
の運動に対する政府の前向きな回答を意味していたのである。

明治十九年十月、フェノロサと岡倉は視察の途に着いたが、その
ころは美術局設立計画は相当具体性を帯びたものとなっていた。当
時の新聞や雑誌がこれを次のように報道している。

「美術局 文部省雇フェノロサ氏ハ此程美術取調の爲め歐米諸
州へ派遣せしめられたるが同氏歸朝の上は美術局を設けて農商
務文部の兩省に屬せしめ以て本邦の美術を奨勵せらるるよしに
聞く、」

○美術の保護 世の開くるに随ひ美術の進歩を必要とすること
ハ今更ら申すまでもなきことなるが今度其筋にてハ美術を保護
せんが為め専務の一局を設立して之れを奨励し又時宜に依り美
術者に向ひて其費額の幾分を補助せらるゝやの噂あり如何にや

(明治十九年十月十二日『朝野新聞』)

○美術局設置の風説 去十二日の紙上に美術の保護と題し今度
其筋にてハ美術を保護せんが為め専務の一局を設置せらるべし
との噂を記載せしが右ハ其筋にて愈々確定せられし由にて同局
の位置ハ虎の門内なる工科大學校内に定め総裁技術官書記官屬
等の官を置かれその總裁ハ佐野宮中顧問官に命せらるべしとい
へり事實如何にや

(明治十九年十月十四日同右)

ところで、岡倉らの滞欧中、明治二十年五月には伊藤総理大臣に
対してさらにもう一つの美術局設置建言がなされている。その建言
書は国立国会図書館井上馨文書中に含まれているもので、山本五郎
(農商務省技師。龍池会の有力メンバー)が単独で署名しており、品川
弥二郎(明治二十年六月、宮中顧問官に就任)の検閲サイン(「やじ」)
がある。主旨は宮内省管轄下に美術局を設立し、日本の伝統美術に
重点を置いた奨励策を講ずべしというもので、組織に関する具体案
を示すとともに参考資料としてフランスの美術省の組織をも附記し

ている。この建言は美術局を文部省ではなく宮内省に置くとしてい
る点で岡倉らの建言と相違しているが、似通った要素を多分に持つ
ており、岡倉らの運動と何らかの関係があるものと推測される。

以上のように、岡倉らが欧米へ出発した時点では美術局設立の気
運は非常に高まっていた。ところが、約一年後に彼らが帰国してみ
ると、単に美術学校が設置されただけで美術局設立計画はほとんど
立ち消えとなっており、まさに「気抜の体」(九鬼隆一宛て岡倉寛三書
簡。81頁参照)の状態となっていたのである。そこで、再び政府に働
きかける必要に迫られたが、折りしも彼らの帰国後一ヶ月余りして
(十一月二十八日)、特命全権公使九鬼隆一がアメリカから帰国した
ので、以後は九鬼の強力な支援のもとに活動を展開してゆくことにな
った。

次に掲げるのは翌二十一年九月二十五日発行の『万報一覽』(第一
八九号。編集人内藤湖南)中の記事である。

○日本の美術品 我國の美術品は多く古代の製作に係り之を今
日に模倣せんと欲するもナカ／＼容易の業にあらず然に外交の
開けしと共に漸く外國人の手に渡りて復た返らず次第に特有の
古器物を減少する有様あるを以て其筋にてハ曩に九鬼、濱尾、
岡倉、フェノロサ等の諸氏を畿内地方に派遣せしが其の取調は
未だ完結せざるに付き來る十一月頃には再び諸氏を出發せしむ
べしと又た昨年の歳晩には其の筋の人より上司に對し「我政府
に美術院と云へる獨立の一官衙を設置し美術に關係ある各省よ
り適任の人を撰みて其職を兼任せしめ我國の美術品を保存し及

び發達せしめんことを計るへし」との意見書を提出せしが時恰かも壯士退去騒ぎの折柄にて其儘立消への姿となれば目下美術局創設の議あるにや噂するものあるハ蓋し此事なるべしと云ふ尤も美術局と云へは何れの省にか屬する筈にて昨冬其筋の人より上申せる美術院とは其の組織を異にすべし歐洲にても佛國と伊國とは文部省中に美術局を置き英國にては古來其の所屬を一定せざれども現時は之を農商務省中に置けり我國に於ては官民とも美術品を保存するの念慮甚た薄く中央の東京にすら纔かに一の微々たる美術協會あるのみ京都に起らんとする美術館の如きも宮内省より十五萬圓の下賜金ありて他の十五萬圓を同地方に募る計畫なれば是迎も十分に我が美術品を保持するに堪ゆへしとも思はれず兎に角美術品蒐集の中央部となりて之を保存し之を發達せしむるだけの計畫なくんは再び得べからざる貴重の特用品を濫りに海外へ流出するの憂あるへしと或る人は語れり併し目下の情況にては美術院はサテ置き美術局と雖ども中々設置の運ひには至らざる由

この中には明治二十年末に提出された「美術院」設置の意見書に関する注目すべき記述がある。提出者の名は明らかにされていないが、フェノロサが森有礼宛書簡草稿（『フェノロサ資料』に訳出。明治二十一年初頭の執筆と推定される。）の中に「もし美術行政の仕事が、我々の考えたように美術院（原文 Bijutsu In）の下におかれるとすれば、美術学校長は文部大臣に対してではなく、枢密院を通じて天皇陛下に責任をもつようになるでしょう。」と記していることを考え合

わせると、それはやはり岡倉らであったようだ。彼らは文部省の一部局として美術局を設置するという従来の計画を変え、独立した一官衙としての美術院を設置しようと画策していたのであろう。

しかしながら、岡倉らの熱意にも拘らず、政府は決断を先きに延ばし、上記『万報一覽』記事文末にも記されているように、明治二十一年九月の段階でも一向に進展が見られなかった。その後も同様の状態が続き、やがて、統轄機関の無いままに美術教育行政面では文部省直轄の東京美術学校が開校し、古美術保護行政の面では宮内省に臨時全国宝物取調掛が設置され、また、帝国博物館が設置されるというように、領域別に制度の確立が急速に進んだ。それらはいずれも岡倉らの美術局ないし美術院設置を目的とする美術行政促進運動の中から生まれて来たものであり、また、どれ一つとっても我が国の美術行政史上画期的なことではあったが、そうした個々分立の行政形体は岡倉らにしてみればなお満足のゆくものではなかった。岡倉はこれを次のように批判している。

——上略——美術ノ行路亦難カラスヤ惟フニ其前途整理ヲ要スル事業一ニシテ足ラサルヘシ試ニ問ハン美術行政ノ法ハ果シテ能ク管理監督ノ責ヲ盡シ遵奉率由スル所ヲ知ラシムルニ足ルヤ否ヤ現時ニ在テハ國寶ノ調査ハ宮内省ニ屬シ社寺ノ保護ハ内務省ニ歸シ美術教育ハ文部省之ヲ管轄シ美術博覽會ハ農商務省之ヲ管理シ諸般ノ事務自カラ分離ノ勢アリテ未タ會テ美術全体ノ國務に關シテ責任ヲ有スル官衙アルヲ聞カサルナリ設令彼ノ私伊諸國ノ特ニ美術一省ヲ置クカ如クセサルモ諸般ノ事業ヲ總理

シ一定ノ方針ヲ指示スヘキ行政組織ナカル可カラサルナリ苟モ海外諸邦ト頡頏シ衝ヲ中原ニ争ハントスレハ則チ我カ全國ノ美術力ヲ收攬シテ先ツ其中堅ヲ戒メ而シテ先鋒後勁各々其指揮ヲ遵奉セシメサルヘカラス——下略——

『国華』創刊号。明治二十二年十月。発刊の辞。無署名であるが、岡倉の執筆と考えられる。



参考資料

東京美術學校回顧談

今泉雄 作君

今日何か當校の開創の時の回顧談をせいと云ふ事でございますが、實は私も大分年を取りましたので、モウ三十年にもなりますから誠に何時どう云ふ事が有つたか、マア年はどうやら斯うやら覺へて居りますが月日に至つては殆んど記憶にございませぬ、併し先づ大凡の事をお話を敢しましたならば——或は少々前後致すこともあり或は間違もありますかも知れませぬが——マア自分の経験しましたこととございませぬからさう大した間違は無いと思ひますから其積りでお聴きを願ひます。

當校が抑々出来ました最初と云ふものは私が西洋から歸つて参つたのは明治十六年の二月でございます、處が歸つて來ますと色々世話をして居る者がありまして遂に文部省の御用掛を拜命した、處が其時分文部省の専門學務局へ出仕せろと云ふ、専門學務局の御用掛と云ふ者は一體どんなものであると言ふと、餘程お役人様じみて

無い妙な者でありまして、書生の集り大抵大學を卒業した人が多いので、夫れが御用掛と云ふ者になる、詰り其仲間へ這入りましたのですが、私は大學の方に關係なしに這入つたので判任の御用掛でありましたが大抵は奏任の御用掛でありました、詰り昨日まで書生をして居つた者が大勢居てワイ／＼言つて居る處へ私が参つたのが明治十六年の五月であります、處が此御用掛と云ふ者は何をするかと言ふと、何も用はない、唯下らない事を毎日行つて取調べるとか言ふは言ふけれ共、今から考へると取調べも何もしない、詰り唯月給を頂戴して毎日専門學務局へ出て居ると云ふのが用のやうなものでありました、處が毎日出ては何か議論をしたり下らない事をしてそれで歸つて來ると云ふやうな譯だ、處が明治十七年の何月でありましたかそれは覺へませぬが岡倉覺三君でありましたか、高橋健三君でありましたか覺へないが、誰かの随分詰ららい畫であつたと覺へますが其詰らない畫の書卸しのやうな物を二三枚持つて來て是はどうか好く出來て居るとか悪く出來て居るとか云ふやうな事で、我々が寄合つて旨いとか拙いとか云ふやうな事を言つて居る、其時にどなたであつたか能く覺へませぬ、千本福隆君であつたか知りませぬが、歴史畫か何かなら世の中へ益があるが斯んな花鳥の畫ぢや詰らない、斯んな物を畫に描く程の事は有りはしないと、斯う一つ論が出た、其時に高橋健三君岡倉覺三君を初とし、イヤ是は怪しからん事を承はる、決してさう云ふ譯のものぢや無い、抑々畫と云ふものはと云ふ風で例の講釋が出る、それから議論が始つて大分喧ましいことであつた、半日はかりは其爲に暇を潰して了つた、私も其席に居たが同じく畫の方に賛成な譯でありますから、それに其時分は洋